

36 建設工事事故データベース・  
事故報告書記入要領  
〔受注者用〕

〔 国土交通省大臣官房技術調査事務連絡  
平成13年12月17日 〕

## 建設工事事務データベース

1. 請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、以下の様式に従い記入し、指示する期日までに提出しなければならない。
2. 対象とする工事は、①労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）、②もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）、③死傷公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）、④物損公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）とする。

## 事故データベースへ登録する事故報告書の提出対象事故について

事故の定義は以下のとおりとする。

事 故 の 分 類	事 故 の 定 義
労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p><u>工事作業場内及びその隣接区域（以下工事区域という）</u>において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p><u>資機材・工場製品輸送作業（土木工事共通仕様書の総則「1-1-32 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下輸送作業という）</u>が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは<u>休業4日以上</u>の負傷をいう。</p> <p>*工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>*隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p><u>工事区域</u>において、<u>当該関係者以外の第三者が起因して</u>工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは<u>休業4日以上</u>の負傷をいう。</p>
死傷公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	<p><u>工事区域における工事関係者作業及び輸送作業が起因して</u>当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう<u>第三者の負傷</u>とは<u>休業4日以上</u>若しくはそれに相当する負傷をいう。</p>
物損公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	<p><u>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して</u>第三者の資産に損害を与えた事故にあって、<u>第三者の死傷に繋がる可能性の高かった</u>事故。</p>

## 表の解説

- (1) 輸送作業に関わる事故に関して、土木工事共通仕様書の総則「I-1-1-35 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された資機材・工場製品輸送作業としたのは、作業員の通勤途上等における交通事故を区分する為である。なお、ここでいう資機材の運搬には土捨て場への残土の運搬等も含むものとする。また、作業員の通勤途上の交通事故に関しては、労働災害の保険の適用を受ける。いわゆる労働災害には該当するが、工事事故の防止を目的とした事故分析を行うための事故報告書の作成対象としない事とした。
- (2) 負傷の程度として休業4日としたのは、労働省の労働死傷報告の内、遅滞なく報告する事が義務づけられているのが4日以上（安全衛生規則97条）であり、また、労働者災害補償保険法による休業補償給付が休業4日目からであることから、請負者が確実に事項報告の作成を実施するものと考えられるためである。
- (3) いわゆるもらい事故については、経営事項審査における工事の安全成績の審査の対象外（「経営事項審査の基準の改正等について（通知）平成8年7月25日建設省建設経済局建業課」）となるが、工事事故防止を目的とした事故分析を行う為の事故報告書であることから作成対象とすることとした。
- (4) もらい事故において、輸送作業中の事故を事故報告書の対象外としたのは、輸送作業中のもらい事故はいわゆる交通事故としての要因が大きく、発注者及び請負者が事故の再発防止を図る上で制約があるためである。
- (5) 第三者の負傷について休業4日以上としたのは、労働災害における負傷と負傷の定義を一致させたためである。（労災の適用が関係ないため、例えば1日以上といったことも考えられるが、負傷の定義として当事者は4日以上で、第三者は1日以上とすることは妥当でないと考えたためである。）

公衆災害の物損事故に関しては、第三者の死傷事故の防止という観点から事故情報の蓄積を行うものであり、輸送車両によるブロック塀の損傷といった事故は事故データベースへの登録のための事故報告書の作成の対象外とする。また、水道管の損壊といった事故は、公衆に対して広く迷惑を及ぼすこととなるが、当該事故に伴い、第三者の死傷に繋がる可能性の低いと判断されるものに関しても、事故データベースへの登録のための事故報告書の作成対象外とする。

### ※総則「I-1-1-35 交通安全管理第2項」

2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

## 工事事故報告用の各様式・報告システムについて

1 事故報告書（請負者用）はホームページから様式（A3）を取得し、紙ベース（手書き）で必要な事項を記入し、監督職員に提出すること。（発注者も同様）

2 作成する事故報告書は墜落事故用、重機事故用、交通事故用、一般事故用の4種類の中から選択すること。……様式2

（発注者用は1種類、各事故共通）

（請負者は発注者よりログインID、パスワードを確認して下さい。）

3 ホームページアドレスは発注者・請負者とも同じです。

ホームページアドレス <http://sas.ejcm.or.jp/>

（発注者はログインID・パスワードが必要です。）

4 ブラウザ側での設定

（）ウィンドウズでこのシステムを使う場合、IEの設定が未設定の方は、最初に下記のチェックをしてください。

Windows版InternetExplorerの場合

- ・ [ツール (T)] メニューから [インターネットオプション (O)] を選択
- ・ [セキュリティ] タブを選択し、[レベルのカスタマイズ] を選択
- ・ [スクリプト-Javaアプレットのスクリプト] を [有効にする] を選択

Netscape4.7の場合

- ・ [編集 (E)] メニューから [設定 (E)] を選択
- ・ 設定画面から [詳細] を選択
- ・ [JavaScriptを有効にする] を選択

5 問い合わせ先

（社）全国土木施工管理技士会連合会

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-8-30 アルス市ヶ谷3階

TEL 03-3262-7425

FAX 03-3262-7424